

中津市民病院及び中津市立小児救急センター
医療用医薬品 S P D 委託業務仕様書

令和 7 年 5 月

中津市民病院及び中津市立小児救急センター

■ 医療用医薬品 S P D 業務

受託者は契約期間中において医療用医薬品(以下「医薬品」という。) S P D 業務に係わる医薬品の購買業務及び在庫管理業務を行うものとする。

◇医療用医薬品 S P D 業務

- └・ 医薬品の購買業務
- └・ 医薬品の在庫管理業務

■ 業務の内容

医薬品 S P D 業務に求める基本的な内容は次に示す通りとし、募集要項及び受託者が提出した提案書に基づき業務を実施することにより、医薬品の在庫の適正化及び納入単価の低減により経費の削減を図るとともに、薬剤師等医療従事者の本来業務を充実させ、健全な病院経営を行うための医薬品の物品管理(以下「S P D」という。)の仕様について、必要な事項を定める。

1 医療用医薬品 S P D 業務

◇ 業務対象物品

医療用医薬品等

◇業務委託期間

令和7年10月1日～令和10年9月30日(3年間)

(注意) なお、この業務委託契約は、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降に於いて、当該契約に係る委託者の歳出予算において減額又は削減があった場合は、委託者はこの契約を変更し又は解除できるものとする。この場合において受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求できないものとする。なお、本業務に定める事項を履行しない時、また、関係法令に違反しその状態が解消されず、契約の目的を達成することができないと認められるときは、契約の解除を行うことがある。

◇準備期間

※契約日から令和7年9月30日迄

準備期間中に発生する費用については本契約金額に含んで算出すること。

(1) 基本事項

ア 法令の順守

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等関連法令に準拠し業務を行うこと。

イ 受託者の業務及び医薬品等の購入先

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等関連法令に準拠し業務を行うこと。

受託者は、医薬品等のSPD業務を行うものとし、医薬品の購入は受託者からとする。ただし、1社限定流通品やその他緊急性の高いものなどは限定業者からの購入とする。

ウ 医薬品SPDシステム

医薬品SPDシステムは、受託者独自のシステムを使用する。

ただし購入医薬品の支払いは、消費実績に基づき病院が支払うものとする。

また、契約期間中にシステムの更新、修繕等のメンテナンスが必要となったときは、受託業者の負担とする。

(2) 医療用医薬品SPD業務の運用形態

受託者の行う医療用医薬品SPD業務の運用形態は以下のとおりとする。

(ア) SPDシステムで管理する医薬品は、原則として、バーコードラベル(シール・カード)の貼付による定数補充方式とする。また、医薬品のバーコードラベル(シール・カード)は、1商品毎に、受発注の為に消費情報把握用から構成するものとする。

なお、バーコードラベル(シール・カード)に代わる補充方式があれば、具体的に提示すること。

(イ) 受託者は、病院の外来診療日の8時半から17時までの間、医薬品等の取扱経験を最低3年(36か月)以上有するもの(以下「受託業務従事管理者」という。)を1名以上配置し、業務を行うものとする。

(ウ) 医薬品の配置場所は薬剤部とし、配置する医薬品の数量はその都度病院と協議し、日々の病院業務に支障をきたさない範囲とする。

(エ) 使用する医薬品は、その都度、病院職員が医薬品に添付してあるバーコードラベル(シール・カード)を剥がし、これを回収台紙に貼り付ける。受託業務従事者はその回収台紙を毎日2回以上の頻度で回収し、これに基づき使用実績を把握した上で、毎日2回以上の頻度で発注数量を納品する。(現在の運用と同程度以上)

(オ) 院内の定数棚に配置している医薬品は、バーコードラベル(シール・カード)を医薬品から剥がした時点で消費実績とする。

(カ) 納品時の検品には病院職員及び受託業務従事管理者が立会うものとし、受託業務従事者は検品終了後速やかにバーコードラベル(シール・カード)の貼付を行い定数棚へ配置する。

(キ) 受託者はSPD業務を円滑に実施するために必要な備品を整備する事とし、これに必要な経費は受託者の負担とする。

(3) 医薬品の購買業務

受託者の行う医薬品購買業務は以下のとおりとする。

- (ア) 受託者は、医薬品の購買代理業務を行うものであり、常に購入単価の軽減、同種同効品の統一並びに病院の経費節減の為の同等品の提案及び移行を行うものとする。ただし、同等品への移行及び品目選択については、病院が承認したものに限る。
- (イ) 医薬品の新規採用依頼があった場合は、取扱い業者に提案させ、その都度病院と協議するものとする。

(4) 医薬品の在庫管理業務

受託者の行う医薬品在庫管理業務は以下のとおりとする。

- (ア) 医薬品の在庫の製造番号、使用期限等を常に管理し、期限切れ医薬品が配置されないよう管理すること。
- (イ) 定数配置物品等が不動在庫(3ヶ月経過分)になった場合、受託者が補充の為に、病院定数棚に在庫としている医療用医薬品は、原則受託者の引き取りとする。(病院と協議の場合もあるものとする。)
- (ウ) 定数配置物品等は、欠品が生じないよう取り扱いをし、もし生じた場合は速やかに必ず病院へ報告する。また、あわせて必ず納品予定日を報告する。
なお、欠品の対応は他社への検討も含めて受託者の責任において実施すること。
- (エ) 受託者は医薬品の使用実績を常に管理し、適正な定数量を提案し、病院の承認を得たうえで見直しを行うこと。
- (オ) 在庫は、月1回以上の棚卸を行い、在庫数の適正化に努めること。
- (カ) 年末年始、ゴールデンウィーク及び3日以上連休時の在庫量は、その都度病院と協議すること。

(5) 医薬品の安定供給

受託者の行う医薬品の供給については以下のとおりとする。

- (ア) 病院採用の全医薬品(ジェネリック医薬品を含む)を安定供給できること。
- (イ) 非採用品の緊急使用時や在庫の適時な補充のための供給体制を整えていること。
- (ウ) 病院から緊急を要する医薬品の納品依頼があった場合は、原則として3時間以内に納品が可能な体制を整えておくこと。(365日休日、夜間問わず対応が可能な体制が整っていること。)
- (エ) 全医薬品が返品及び期限切れ前の交換ができること(医療用麻薬・冷所品を除く)。
- (オ) 不良品は迅速に交換できること。
- (カ) 医薬品有害事象発生時(メーカー回収品含む)のクレーム処理に、迅速かつ誠実

に対応できること。

(キ) 麻薬卸売業者の資格を有し、医療用麻薬の安定供給体制を整えていること。

(ク) 物流センター及び中津市管内の事業所において、物流倉庫内又は商品陳列棚に免震若しくは耐震構造の設備があること。

(ケ) 災害時に当該地域における物流拠点に被害が及んだ場合にも安定的な供給体制が整っていること。

(6) 情報管理業務

受託者はSPD業務における情報管理として次の業務を行うものとする。

(ア) 病院が使用した医薬品の物品マスタ(メーカー名、納入業者名、納入価格、薬価、使用実績、JANコード、オリジナルコード等のデータを電子記録したもの)の作成及び月次報告。

(イ) その他病院が経営分析等に要するデータの抽出及び報告。詳細については協議とする。

(ウ) 運用に必要な各種マスタ等のデータを整備し、提供できること。なお、本業務において作成した各種マスタ等の全てのデータの所有権は当院に帰属するものとし、契約終了後も当院の業務において自由に使用できるものとする。

(エ) 当院が価格に対する適正な判断を行うために、当院が提供するベンチマークデータを基に価格を提示すること。

(オ) 病院委員会における必要なデータ等資料の提供

(カ) 血液浄化室、検査科等当院が指定する場所への購入医薬品の搬送。

(7) 報告提案業務

(ア) 受託者は本件業務の遂行にあたり、医薬品の納入状況等の報告及び経費削減並びに運用の効率化に向けた提案等を行う報告会を、年4回以上開催すること。

(イ) 品質向上のため、SPD管理対象部署を対象としたアンケート調査を毎年度実施し、その報告を行うこと。

(8) 業務従事者

ア 受託業務従事管理者は、医薬品等の取扱経験を最低3年(36か月)以上有する者とする。

イ 受託業務従事管理者は、病院の外来診療日の8時半から17時までの間、1名以上配置するものとする。

ウ 業務従事者の異動または交代をする場合には、事前に委託者に承認を得るものとする。また、後任者については通常勤務に入る前に建物の把握、業務内容について十分な引継ぎを行うこと。

- エ 委託者が不適任と判断した業務従事者については、双方協議の上対処する。
- オ 本業務を行うにあたり、常勤者以外を勤務させる場合は事前に報告のこと。

(9) 服務規程

- ア 本業務に関する契約書・仕様書及び指示事項等について十分に理解し円滑に業務を遂行すること。
- イ 業務上知りえたことについて、第三者に漏らしてはならない。
- ウ 病院スタッフの一員であるとの認識をもって業務を実施すること。
- エ 病院内外において来院者・患者等と接する場合は、親切に対応し、来院者・患者等に不快の念を与えるような言動がないよう注意すること。
- オ 病院の秩序及び規律を乱し、業務の円滑な遂行を妨げるような行為をしてはならない。
- カ 緊急時又は業務上必要時以外は病室、診察室、その他病院業務が日常行われている場所には立ち入らない。
- キ 不必要な照明の消灯など、エネルギー節約に努めること。
- ク 病院が実施する防災訓練に参加し、災害防止に努めること。
- ケ 衛生管理には特に注意し、感染予防と汚染拡散防止に努めること。
- コ 借用した鍵は慎重に取り扱い、業務に必要な時間と場所に限り使用すること。
- サ 計画変更を行う場合は、事前に委託者と協議の上決定すること。
- シ 建物・設備等の破損、異常等の発見、事故などが発生した場合は、直ちに委託者へ報告し協議を行うこと。なお、受託者の責任において生じた修理等は、委託者と協議の上実施すること。
- ス 病院及び諸官庁の関連法規・規制等を厳守すること。
- セ 受託業務に関する業務従事者のインシデント及びアクシデントは受託者へ報告し、再発防止につとめること。

(10) 一般事項

- ア 受託者は関連法令、条例、規則及び本仕様書を遵守し、誠実に受託業務を履行しなければならない。
- イ 本業務に使用する機械器具及び機材等は、特に指定する場合を除き、受託者の負担とする。
- ウ 本業務の履行に必要な控室等については、委託者が供与する。光熱水費についても同様とする。
- エ 受託者の責任において生じた施設の損害については、受託者が賠償するものとする。
前項に備え、損害賠償責任保険に加入しなければならない。

オ 通常の使用状態において生じた汚損・劣化等については、受託者の責に帰さない。

(11) 業務の引渡し

契約期間の満了又は契約解除等で、新たに配置された受託者と交代する場合は、業務の一切の引継ぎを必要期間内（概ね3ヶ月以内において委託者が定める）に、確実に行わなければならない。

(12) その他

本仕様書に記載のない業務は、委託者との協議の上で必要と認められたものについて実施する。